

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

日野町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定し、環境美化の促進に取り組んでいることにかんがみ、日野町の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定を適用しない区域に日野郡日野町を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立都市公園条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定管理者が管理する都市公園（以下「指定管理者管理公園」という。）において、公園施設の新たな設置、都市公園法（以下「法」という。）に基づく許可の失効等に際して、利用者の利便に支障を生じないようにするため、当該公園施設について、公園施設における指定管理者による管理の特例を設ける。

2 条例の概要

(1) 知事は、指定管理者管理公園の指定管理期間の中途（以下「指定管理期間中」という。）において、指定管理者管理公園に次に掲げるものに該当することとなる公園施設があるときは、指定管理期間中にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、指定管理者管理公園に係る指定管理者とは別に指定管理者を指定して、公園施設の管理に関する業務を行わせることができる。

ア 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの

イ 新たに設置し、又は取得することとなるもの

(2) (1)の指定管理者による管理の期間は、規則で定める日から指定管理者管理公園施設の存する指定管理者管理公園の管理の期間が満了するまでの間とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) ふぐ取扱い営業の認証施設でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに従事している者は、ふぐ処理等の知識が十分であることにかんがみ、ふぐ処理師試験の受験資格について所要の改正を行う。

(2) 受益と負担の公平の確保を図るため、ふぐ処理師免許証の書換交付等に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) ふぐ処理師試験の受験資格に、中学校を卒業した者等で、ふぐ取扱い営業の認証施設でふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているものを加える。

(2) ふぐ処理師免許証の書換交付等に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア ふぐ処理師免許証の書換交付	1件につき	960円	1,700円
イ ふぐ処理師免許証の再交付	1件につき	960円	1,700円
ウ ふぐ取扱い認証書の書換交付（オの書換交付を除く。）	1件につき	960円	1,700円

エ ふぐ取扱い認証書の再交付	1 件につき	960円	1,700円
オ 認証営業者の地位を承継した者に係るふぐ取扱い認証書の書換交付	1 件につき	960円	1,700円

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 大谷団地を岩美町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。
(2) 犯罪被害者等について、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として条例に明記する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
大谷団地	岩美郡岩美町大字大谷	岩美町へ無償譲渡

- (2) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、犯罪被害者等を加える。
(3) 施行期日は、平成22年1月1日とする(1)を除き、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保のため、認知症介護実践者研修等の実施及び修了証明書の交付証明に係る業務並びに訪問介護職員養成研修の修了証明書及び修了証明書の交付証明に係る業務並びに建設業法の規定による建設業者が、電気工事業を開始したことを届け出た旨の証明書の交付に係る業務について、手数料を新たに徴収するとともに、介護支援専門員の実務経験者に対する更新研修及び介護サービス情報の調査に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	手数料の額
ア 認知症の者に対する介護を実践する者への研修の実施等		
(ア) 認知症対応型サービス事業管理者研修	1 件につき	1,000円
(イ) 認知症対応型サービス事業開設者研修	1 件につき	1,300円
(ウ) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	1 件につき	1,300円
(エ) 認知症介護実践者研修	1 件につき	12,000円
(オ) 認知症介護実践リーダー研修	1 件につき	36,000円
(カ) 上記研修を修了した旨の証明書を交付したことを証する書面の交付	1 件につき	420円
イ 訪問介護職員養成研修に係る研修修了証明書の交付	1 件につき	650円
ウ イを行ったことを証する書類の交付	1 件につき	420円
エ 電気工事業に係る建設業の許可を受けた者が電気工事業を開始したことを届け出た旨の証明書の交付	1 件につき	650円

- (2) 次のとおり介護支援専門員の実務経験者に対する更新研修に係る手数料の額を改める。

事務の区分	手数料の額	
	現行	改正後
ア 初回の更新研修(イを除く。)	21,000円	21,000円
イ 初回の更新研修(知事が指定した研修の課程を修了した者に)	21,000円	12,200円

対するものに限る。)		
ウ 2回目以降の更新研修	21,000円	12,200円

(3) 介護サービス情報の調査に係る手数料(現行 居宅サービス(特定施設入居者生活介護に限る。))及び施設サービス41,900円、それ以外のサービス35,600円)を次の介護サービスの種類ごとに徴収する。

介護サービスの種類	単位	手数料の額
ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき	21,600円
イ 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき	21,600円
ウ 訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	21,600円
エ 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき	21,600円
オ 通所介護(ウとカで一体的に行われる指定療養通所介護を除く。)、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護	1件につき	21,500円
カ 通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき	21,500円
キ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものに限る。)	1件につき	27,600円
ク 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに係るものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに係るものに限る。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに係るものに限る。)	1件につき	27,600円
ケ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。)	1件につき	27,600円
コ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1件につき	19,500円
サ 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき	22,200円
シ 認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき	22,200円
ス 居宅介護支援	1件につき	18,200円
セ 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき	29,700円
ソ 短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)	1件につき	29,700円
タ 短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)	1件につき	29,700円

(4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 皇族の側近警衛の作業について、天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛（以下「天皇等の側近警衛」という。）の作業に準ずるものの身辺警護手当の支給額の区分を見直す。
- (2) 夜間特殊業務手当の支給の要件を明らかにするため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 皇族の側近警衛の作業のうち、天皇等の側近警衛の作業に準ずるものとして人事委員会が定めるものについて、身辺警護手当の支給額を天皇等の側近警衛の作業に対するものと同額（1日につき1,150円（現行640円））に引き上げる。
- (2) 夜間特殊業務手当は、交替制又は駐在制の職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる業務に従事したときに支給するものとする。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

ICカード免許証（運転免許証の電磁的方法による記録をいう。）を導入することに伴い、運転免許証に係る手数料の額を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 運転免許証に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。
 - ア 運転免許証の交付 1件につき2,100円（現行 1,650円）
 - イ 運転免許証の再交付 1件につき3,650円（現行 3,200円）
 - ウ 運転免許証の更新 1件につき2,550円（現行 2,100円）
- (2) 施行期日は、平成22年1月31日とする。